東洋学 報 第一〇〇巻第三号 二〇一八年十二月

論 説

宋代宮廷音楽史再考 編鐘の形状改変を中心に―

松 浦 晶 子

は じ め 13

律論は、宋代宮廷音楽史研究のメインテーマとなり、北宋における六回の楽律改定や、南宋における蔡元定及び朱 明代に新法密率(+二平均律理論)を発明した、朱載堉の楽律論の土台になっていたことでも知られる。そのため楽 宋代の宮廷音楽に関する官僚の議論では、音律に関する議論、いわゆる楽律論が盛んに論じられた。その内容が、

熹による楽律論などについて、着実に研究成果が積み重ねられてきた。

び科学との関係と大別できるが、音楽自体に焦点が当てられることは少なく、「政治史」、「思想史」、「科学史」の一 宋代宮廷音楽とは何なのか、その具体的な姿が明らかにされていないことである。先行研究は音楽と政治、思想及 しかし、楽律論の研究を含めた先行研究を概観すると、ひとつ大きな問題がみえてくる。それは、結局のところ

1

部とみなされるような状況である。つまり、「音楽史」を論じていないと言えよう。そのため、例えばどのような曲

ものの様子や特徴をつかみきれていないという問題がある。 歌手はどのような歌詞をどう歌い上げ、各楽器はどのパートを担当しどう合奏したのかなど、音楽の現場その

論じてみたい。その一環として、研究テーマを楽律ではなく、楽器にシフトする。とくに宋人が、宮廷楽器の中核 いったい宋代宮廷音楽とは何なのか。この問いを解決するために、本稿では音楽の現場そのものに焦点を絞って

起きていたことを示している。そしてそのことが、宋代以降の宮廷音楽演奏の規範を決定したと言える。そこで本 宋代における編鐘の形状改変はすなわち編鐘の役割変更を意味し、さらには宮廷音楽の形式や内容に大きな変化が をなす編鐘にかける鐘の形状を全体的に改変したこと、それが清代の編鐘と同様の形状であることは注目に値する。

稿では、まずは北宋の編鐘に対する形状改変について考察することで、宋代宮廷音楽の実態解明の足掛かりを得た

いと思う。

先行研究及び問題の所在

に区分したものであり、各時期における標準音高の推移が分析されている。 『宋史』楽志はその冒頭で、北宋における宮廷音楽の歴史を六期にわけた。これは主に楽律改定のあった時期ごと

五四)には、北宋宮廷音楽の土台を築いた楽制改革がそれぞれ行われた。とくに景祐元年は、劉太后の垂簾聴政が そのなかで、興味深いのが仁宗期である。 仁宗期の景祐年間(一〇三四~一〇三八)及び皇祐年間(一〇四九~一〇

ていた。このことから、 官閻文応の支持を受けた一方、李照よりやや遅れて登場した阮逸・胡瑗もまた、閻文応の宿敵范仲淹の推薦を受け で演奏する音楽のためになされたのである。景祐年間に改革を訴え出た集賢校理の李照は、仁宗の側近であった宦 終わり、 仁宗の親政時代に移行したことに加え、翌年十一月には南郊での皇帝親祭が控えていた。 楽制改革が時の権力者の代理戦争になっていたことは確かである。そして、胡瑗は 楽制改革は親祭 「宋初

史や科学史はもちろん、 思想史では、小島毅氏による「宋代の楽律論」が基礎的研究である。小島氏は、李照が編鐘や編磬に架ける鐘と 政治史、思想史などと交錯していたことも確かにおさえる必要があるだろう。

かの程頤の師であることも注目に値する。仁宗期の楽制改革が、

三先生」の一人に数えられる教育者であり、

ど官僚たちから強い反発を受けた。それにもかかわらず、李照が十二という「数」にこだわり続けた理由として、 磬の数を、従来の十六から、「天然造化の法」である十二に減声したこと(以下、「四清声撤廃論」) 楽律は「君臣関係に代表される政治的・社会的秩序と一体化して考えられていた」(二八二頁)ために、馮元な に注目した。

の頻発が懸念事項となっており、仁宗及びその宰執集団が楽律を調和させることで天と人との和諧を希求し、 李照は君臣秩序を破壊するデメリットよりも、十二の聖数性のメリットが大きいと判断したためと指摘した。 方政治史では、 胡勁茵氏による仁宗期の楽制改革と政治の関係を論じた詳細な研究がある。胡氏は、(5) 当時天災

を根拠とする李照と、「祖宗の制度」などを遵守する官僚たちの対立構造を分析する

宋代宮廷音楽史再考

松浦

の安定を図ろうとしたとする。そして「四清声撤廃論」に関する論争については、黄帝・虞舜の制度である「古法

·の両研究はそれぞれ方向性が異なるものの、ともに「四清声撤廃論」が重要な論点となっている。しかし共通

四四

する問題があることも指摘しなければならない。それは、編鐘の形状改変を議論に含めていない点である。

きな意義はなかったとする。しかし、このとき改変された編鐘の形状が、後の時代に引き継がれていったとするな かむことは困難であろう。また後者は、李照による楽制改革の政治史における意義を認めるが、音楽史において大 編鐘の数だけ議論するが、李照が並行して形状も改変したことをふまえれば、思想的な理由だけで李照の考えをつ

らば、むしろ音楽史においてこそ意義があったと言える。

いては、先行研究でほとんど論じられないが、阮逸・胡瑗が各鐘の大きさを揃えたことについては、近年李幼平氏 体を円くし、阮逸・胡瑗はそれまで大小のあった各鐘の大きさを揃えたのである。李照が鐘体を円くしたことにつ 仁宗期における編鐘の形状改変について、その内容を端的にまとめると、李照は先秦時代以来、扁平であった鐘

が論じた。

宋代編鐘の重要な時代的特徴であると指摘した。つまり、北宋では音高を定める方法として、主に二通りの方法、 果を二○○四年に刊行した。そのなかで、編鐘の各鐘の大きさを揃え、鐘壁の厚みによって音高を変えることを 李幼平氏は、徽宗期の大晟鐘を歴史・考古・音楽学という三つの方向から解釈して黄鐘標準音高を推定、その成

対意見も多くあったものの、それが実施されたのである。そしてこの改変の意義として、音楽演奏上の「楽器」と とが議論された。これまでの編鐘は主に①の方法を取ってきたが、北宋では新たに②の方法について模索され、反 すなわち①各鐘の大きさに差をつける方法と、②各鐘を黄鐘鐘と同じ大きさに揃え、鐘壁の厚みに差をつける方法

を音律順に配列すると演奏しづらいことなどを主張し、「楽器」としてよりも、「律器」としての効能が強化された 四年の論文では、 大晟編鐘を模造し、音質や音色は現在の芸術的審美観からは距離があること、上下二段に十六鐘

ことをあらためて強調した。 考古学的な研究方法に関して、筆者が口を挟む余地はないが、 歴史学的な立場からみれば、 李幼平氏の史料の解

釈には不十分な点があると言わざるをえない。それは二点ある。

つに、李氏は

改変すれば、音階が調和しないと認識していた。 黄鐘と同じくしつつ、壁の厚さを徐々に増やし、その音高の順序によって編成するという道を選択したのであ 阮逸・胡瑗などは「大呂以下十一鐘並びに黄鍾と同制とす」と主張し、もし律数の大小によって鐘体の高さを ……ここにおいて、宋代編鐘は鐘体の大小を変えず、

ころ、これは編鐘のことを言っているのではない。李氏が根拠の一つとした史料は、『文献通考』巻一三四、楽考七 鐘の各鐘を同じ大きさに揃え、 と述べ、仁宗期の阮逸・胡瑗による「大呂以下十一鐘並びに黄鍾と同制とす(大呂以下十一鐘並與黄鍾同制)」を、 鐘壁の厚みに差をつけるようになった重要な契機としている。しかし筆者がみたと

六鐘をかけ、全部で十二架ほど置く。一方、鎛鐘は大型鐘であり、一架につき一鐘、これも十二架置くものである。 からの引用であるが、これは 北宋の宮廷音楽に用いられる鐘は二種類あって、一つが編鐘、もう一つが鎛鐘である。 「鎛」の項目のなかで書かれているからである。 編鐘は通常一架につき十

宋代宮廷音楽史再考

松浦

四三

つまり、

鐘と同じように大きさを揃えるようにしたのか否か、あらためて史料を解釈する必要があるだろう。 阮逸・胡瑗の言う「大呂以下十一鐘……」とは、鎛鐘十二鐘のことだと考えられる。このとき、 編鐘も餺 6

あり、そしてそのことに関する史料的根拠は不十分なまま、「律器」であることを強調する。しかし「楽器」にせよ

二つに、李幼平氏は、模造編鐘の実験結果から、編鐘が「楽器」として十分に使用されたかどうかやや懐疑的で

奏中に用いられていたとみるのが自然である。そこで、宋人は形状改変をしたときに、音楽的機能についてはまっ 「律器」にせよ、当時の楽隊編成には最大で四十八架もの編鐘が組み込まれていることをふまえると、編鐘が音楽演

以上をふまえ、本稿では仁宗期より始まる編鐘の形状改変について整理していく。その際、 ①唐末から使用され

たく考えなかったのか、これもまた史料を解釈し直してみなければならない。

てきた編鐘、②仁宗期に李照により改変された編鐘、 ③阮逸・胡瑗により改変された鎛鐘、そして④阮逸・胡瑗の

、という四つの論点に沿って整理していく。

唐末の編鐘

中国では宮廷音楽を「金石楽」と称するように、金属製の鐘と石製の磬という楽器を古代より重用してきた。

鐘の数は六十五もある。その大部分を占める甬鐘は、甬という長い柄があり、鐘の表面に鐘乳が突起している。鐘 編鐘のなかで有名なものは、湖北省で発掘された戦国初期頃の曾侯乙編鐘であろう。鐘を架ける台は三段組みで、

体はやや扁平であり、鐘口の両端に欒という尖った角があるため、鐘口がいわゆる杏仁形をしている。そして鐘に

は大小があり、側垂すなわち傾けてつるされている。最大の特徴は一鐘双音制であり、(3) には鐘に関する技術が高水準に達していたことが分かる。)両欒のあたりを打つと、異なる二つの音が出ることが分かっている。前者を隧音、後者を鼓音という。 ⁽¹⁾ 鐘の下部中央と、

下垂すなわち下につるされている。そして一鐘単音制である。 鐘乳はない。鐘体は円みを帯びており、両欒もないため、鐘口は円形である。また鐘の大きさはほぼ揃っており、 編鐘の形状や機能が、 時代とともに変化してきたこ

方、例えば北京故宮博物院所蔵、清代の銅鍍金雲竜紋編鐘をみると、台は二段組で鐘の数が十六である。

角や

において試行錯誤を繰り返し、蓄積してきた知識や経験の一端を、『周礼』から窺い知ることができる。とくに重要 とが理解できよう。そしてこの変化は、どのようにして起きたのであろうか。 鐘について論じた最初期の史料として、何よりもまず『周礼』が挙げられる。先秦時代の工人たちが、 鐘の制作

たが、漢代に『周礼』が発見された際、「冬官司空篇」が失われていたため、「考工記」をもって補填したのである。(氏) な記録は、中国最古の技術書として名高い「冬官考工記」である。「考工記」自体はもともと独立した技術書であっ

れば、 この「冬官考工記・鳧氏」には、鳧氏のつくったという鐘の部位や寸法などを中心にした記録がある。それによ 鳧氏の鐘は、甬と両欒があることから、 甬鐘であると考えられる。

ところが、唐末期の大規模な戦乱によって、この重厚な編鐘文化は壊滅的な状況に陥った。『旧唐書』音楽志は、

して昭宗が即位すると、 龍紀元年(八八九)十一月に行われる皇帝親祭に向けて楽隊をつくることになり、

宋代宮廷音楽史再考

松浦

唐末僖宗期には宮廷の編鐘が失われ、これまで蓄積してきた知識や経験もほぼ断絶してしまったことを述べる。

四五

東

【史料一】時に太常博士殷盈孫典故に深し。乃ち周官考工記の文を案じ、其の欒・銑・于・鼓・鉦・舞・甬の法

とあり、殷盈孫は信頼のおける『周礼』「冬官考工記」を手がかりに、鎛鐘と編鐘を復元したのである。 を究め、沈思すること三四夕、算法を用て乘除し、鎛鐘の輕重高低乃ち定まる。懸下の編鐘、 より、下は登歌の倍應鐘三寸三分半に至るまで、凡そ四十八等。 正黄鐘九寸五分 餺鐘とある

が、殷盈孫が「冬官考工記・鳧氏」の通りにつくったとすれば、実際には甬鐘であったと考えられる。(宮) 寸五分より、下は登歌の倍應鐘三寸三分半に至るまで……」から、少なくとも鐘の大きさに差をつけて音高を変え 本稿で問題とするのは編鐘であって、その形状は【史料一】には詳しく書かれていない。「懸下の編鐘、

欧陽脩『帰田録』によると、この編鐘は後の仁宗期に発見された古鐘と同じ形状で、いずれも「其の形圓からず

ていたことは分かる

して側垂す」であったといい、また呂大臨『考古図』にあるその古鐘の解説にも、やはり甬鐘であったことが述べ(5) これらから類推できる唐末の編鐘とは、いくつかの大小のある甬鐘を傾けてつるしたものである。すなわち曾侯

乙編鐘のような、先秦時代の編鐘に近い形状を継承していたと推測できる。

期まで継承されることとなった。その仁宗期では李照により、この先秦時代の系譜を引く編鐘の形状について、は 後述するが、この編鐘は五代後周において王朴による音高調整を受けたことで、北宋では王朴鐘と呼ばれて仁宗

じめて問題が指摘される。次章では、李照による形状改変をみていこう。

\equiv 李照の編鐘

法密率、すなわち世界初の十二平均律理論を発明した朱載堉の楽律論の土台となったことは見逃せない功績である。 成功した。李照の楽律論は当時決着を見なかったものの、その問題提起が北宋に新たな議論を呼び起こし、 こととなった。その後この問題に再び注目した明代の朱載堉は、両宋の楽律論を再検証し、累黍法の問題の克服に 法についても議論されることとなった。しかし議論はまとまらず、南宋において蔡元定により累黍法は否定される であった標準音高を確定しようとしたことである。それ以降、北宋では標準音高に関する議論が活発となり、 た。李照の改革について、先行研究でたびたび注目されるのが、『漢書』律暦志にみえる累黍法を用いて、当時曖昧 仁宗期の景祐年間(一〇三四~一〇三八)における楽制改革の中心人物は、集賢校理の李照という無名の官僚であ

景祐元年(一○三四)、仁宗とともに音楽演奏会に出席していた李照が、

それでは李照は、

楽器、

すなわち編鐘についてはどう考えたのであろうか。

るを以て、聲韻美を失い、大なるは則ち陵ぎ、小なるは則ち抑え、中度の器に非ざるなり。鑄造年代文字に在 【史料二】臣又編鍾・鎛鍾を觀るに、大小・輕重・厚薄・長短、並びに差降倫序の法無し。 加えて銅錫精ならざ

に在るなり。 りて、本寺相傳し、是れ唐來の舊鍾と云うと雖も、亦た周朝の製る所有り、其の率易を驗るに、必ず倉卒の時

と指摘した。当時太常寺が管理していた唐の鐘とは、殷盈孫が制作したものであろう。後周の鐘とは、

宋代宮廷音楽史再考

9

殷盈孫の鐘

四七

学

10

報

を受け継いだ後周の王朴が、 音律名を刻んだものを指すと考えられ、 実際は同じ鐘であり、 後に王朴鐘と通称され

るものだと考えられる。李照に言わせれば、王朴の鐘の形状や品質、

り直したのである。

ないが、後に阮逸・胡瑗が大きさを揃えたことへの批判の大きさをみるに、李照のつくった鐘は王朴の鐘と同じく、 それでは李照がどのような改変をしたのかをみていこう。李照が編鐘の大きさについて言及した記事は見当たら

大小のあるタイプだったのであろう。 しかし、それ以外は大きく改変された。もっとも目を引く改変は、①鐘体の形と、②鐘の架け方である。

形だったのである。また傾けてつるしたのではないとしたら、下につるしたのであろう。 録 によれば、王朴の鐘は 王朴の鐘は鐘体が扁平で、鐘口が杏仁形である一方、李照のつくった鐘の鐘体は円みを帯びており、鐘口は円 「編鐘皆圓からずして側垂す」に対し、李照は「以て非と爲す」であったという。

李照がこのような円形の鐘をつくったとき、何を根拠にしたかは定かでないが、『周礼』「春官宗伯

録が重要である。その正文(原文)を挙げると、 【史料三】凡聲、高聲硯、 正聲緩、下聲肆、 陂聲散、 險聲斂、 達聲贏、 微聲韽、 回聲衍、 侈聲筰、 **弇聲鬱、**

形を示したのとは性質が異なり、事例集のようなものであろう。(26) とあり、 鐘を打つ部位や、 大小、厚薄など形状ごとの音色の違いを載せている。「冬官考工記・鳧氏」が甬鐘の基本

、厚聲石。

・典同」 『帰田 の記

音質などには問題があったので、新しくつく

そのなかで、「回聲衍」に注目したい。鄭玄注によると、「回は其の形の微圜なるを謂い、 回なれば則ち其の聲淫

にして微かに圜ならしむれば、故に聲淫衍にして、鴻殺無きなり」とある。つまり従来、鐘は鳧氏にならって杏仁(窓) 形にするのが常であり、円形にするものではなかったのである。その理由は円形の鐘の「聲淫衍にして、鴻殺無き 衍にして、鴻殺無きなり」とあり、賈公彦疏には、「凡そ鍾は鳬氏の作る所に依り、鈴の若く圜からず、此をして回

なり」という音色のためであった。

考工記・鳧氏」を引きながら、「王朴鐘所謂聲疾くして短く聞ゆる者なり」と表現されている。 一方、李照のつくっ た円形の鐘については宋祁『景文集』で「聲韻遙かに長く、掩いて羣樂を遏む」と表現されている。まさに、杏仁 残る。日本の梵鐘はまさに後者に当てはまる。そして王朴による杏仁形の鐘の音色は、『宋史』では 杏仁形と円形はその音響効果に大きな違いがあり、杏仁形は音が短く余韻が残らないが、円形は音が長く余韻が 『周礼』「冬官

に揺れ動いて、余韻の残ることが記されている。ただし、沈括『補筆談』にある次の記事も重要である。すなわち、 図録』に、「之を易えて係と爲して以て下垂すれば、則ち動搖して餘韻有り」とあり、鐘は下につるすと打ったとき さらに、傾けてつるすのではなく、下につるしたのも、余韻を残そうという意図からであろう。王黼『宣和博古

形と円形の特徴の違いが、この二種類の鐘によく表れている。

意を知らず。悉く圓鍾を爲り、急に之を叩けば多く晃晃たるのみ、淸濁復た辯ずべからず。 【史料四】 古の樂鍾皆扁なること盒瓦の如し。蓋し鍾圓なれば則ち聲長く、扁なれば則ち聲短し。……後人此の

円形の鐘は音が長く余韻が残るため、早いテンポで打つと他の音と混ざるのである。まして下につるすと

宋代宮廷音楽史再考

松浦

二四九

なれば、 なおさらであろう。 日本の梵鐘のように単発で打つのであればよいが、もし連続して打つとなると、杏仁

形がよりふさわしいと言える。

しかし、李照はそのデメリットを想定していた。『宣和博古図録』によれば

【史料五】宋李照號して知樂と爲す。其の枚乳を論ずるに、則ち以謂らく用て餘聲を節すと。蓋し聲以て節無く

んば、則ち鍠鍠として韻を成し、而して隆殺雜亂たり、其の理然るなり。(ヨイ)

李照は鐘乳に余韻防止効果があることを知っていたのである。実際に李照は「九乳編鐘図」を献上してい

とあり、

る。李照は円形の鐘にするデメリットを承知し、余韻を適度におさえようとしていたと推測できる。

であった。李照のつくった編鐘は、先秦時代の系譜を引く王朴の編鐘とはまったく違う形状だったのである。むしであった。李照のつくった編鐘は、先秦時代の系譜を引く王朴の編鐘とはまったく違う形状だったのである。 要するに李照のつくった編鐘とは、大小があり、表面に鐘乳がある、下につるすタイプの円形の鐘をかけたもの

清代の編鐘を彷彿とさせる形状をしている。

ず。 照の論敵であった馮元と宋祁は、漢魏時代の制作と思われる古鐘を持ち出して、「兩欒の制有り、 しかし宋人にしてみれば、この改変は俄かには受け入れがたかったようである。後述する「四清声撤廃論」で李 正に周禮の說く所と、形制相符す」として、『周礼』の述べる鳧氏の鐘、すなわち杏仁形とは異なる、円形の鐘(タテ) 鈴の如く圓

を非難した。そして李照による一連の改変された音楽は景祐五年(一〇三八)に全廃され、そして再び王朴の音楽に

戻されてしまったのである。

李照はもちろん、このような批判を受けるのは承知していたはずである。それでもなぜ円形の鐘にしたのだろう

か。 その手がかりが『帰田録』にあり、

しくして人心をして之を感じて皆舒和たらしむべし、而して人物の生も亦た當に豐大なるべし。(※) 【史料六】照(李照)每に人に謂いて曰く、聲高ければ則ち急促なり、下ければ則ち舒緩なり。吾が樂の作、久

ことばに表された、自身の理念を重視した音楽制作を行ったのである。 異なる形状をつくること、それによって受ける周囲からの批判よりも、「人物の生も亦た當に豐大なるべし」という かつ下につるした方が、理想にかなう雰囲気を演出できたと考えられる。李照は『周礼』「冬官考工記・鳧氏」とは とあり、李照の理想は、重低音のゆったりとした音楽であった。そのため、音が長く伸びて余韻の残る円形の鐘で、

胡瑗はどのように考え、編鐘を改変したのか。次章では、阮逸・胡瑗による鎛鐘および編鐘の形状改変についてみ 先秦時代からの形状を保持した王朴の編鐘と、その伝統を突破した李照の編鐘。このような流れを受けて、

几 阮逸・胡瑗の餺鐘

苦言を呈したことで、阮逸・胡瑗による調査が始まった。そして皇祐四年十二月、新しい鎛鐘・特磬のお披露目が ことであった。皇祐二年(一○五○)九月、仁宗が明堂の音楽を鑑賞したとき、鎛鐘・特磬の音律が合っていないと 阮逸・胡瑗たちが本格的に活躍したのは、李照による改革から二十年ほど後の皇祐年間(一○四九~一○五四)の

宋代宮廷音楽史再考

松浦

あった。

まずは鎛鐘の形状改変からみていこう。『宋会要』によると、

兩欒閒一尺四寸、容九斗九升五合、重一百六斤。大呂以下十一鍾並びに黃鍾と同制とし、而して兩欒閒は半分 す。十二月二十一日、兩府及び侍臣を召し、新樂を紫宸殿に觀る。凡そ鎛鍾十二、黃鍾の高二尺二寸半、…… を遞減し、應(黄)鍾に至りて一尺三寸四分半。容受遞減し、應鍾に至りて容九斗三升五合、而して其の重加 應鍾に至りて重一百四十八斤。

【史料七】(皇祐)四年十月二日、殿中丞致仕胡瑗致仕を落とし、光祿寺丞・國子監直講と爲し、同に大樂を議

わり、

とある。まず黄鐘鐘の高さを二尺二寸半とし、両欒間すなわち口径は一尺四寸とする。そして、大呂以下もこれと を同じ大きさに揃えておき、徐々に厚さないし重さを増やすことで、音高を変えていくことと理解できる。 なると、容量が減って九斗三升五合、しかし重量は増えて一百四十八斤となる。すなわち、黄鐘鐘を基準に十二 を一尺三寸四分半にするということなので、内壁の厚みを半分ずつ増やすことと解釈できる。したがって応鐘鐘に 同じつくりにしておく。そこから、黄鐘鐘の口径を段階的に半分(○・五分であろう)ずつ減らして、応鐘鐘の口径 この算法の是非については見当もつかないが、阮逸・胡瑗が鎛鐘の大きさを揃えた音楽的理由は、阮逸・胡瑗に

鐘に大小があったことに対し、『周礼』や聶崇義『新定三礼図』の学説を整理して鎛鐘図を示し、次のように批判す よる共著『皇祐新楽図記』(以下、『楽図』と略す)に詳しく記されている。その巻中「皇祐鎛鐘図第六」で、まず鎛

【史料八】右のこと臣逸臣瑗謹んで按ずるに、三禮圖律歷志に云わく、各おの其の律を以て倍半し之を爲ると。

此聶崇義誤りて各の一字を寫すのみ。何を以て之を明らかにするや。(42)

官宗伯・典同」の疏に「律歴志に依るに云わく、古の神瞽、律を度るに鍾を均しくし、律を以て倍半を計る」とあ り、『新定三礼図』がそれを引いたとすれば、確かに「各」は余計である。そして『新定三礼図』のこの解釈だと、 る。律暦志は『漢書』律暦志と考えられるが、筆者はこの一文を見つけることはできなかった。ただし『周礼』「春 とある。阮逸・胡瑗によると、『新定三礼図』は律暦志を引いて「各おの其の律を以て倍半す(各以其律倍半)」とす

は、「各」の字は誤りであるとする。鎛鐘図にも説明を付して、「其の律を以て倍半す(以其律倍半)」として「各」の それぞれの律管の管長に応じて倍半した鐘高となるので、各鐘の大きさに差がつくことになる。しかし阮逸・胡瑗

字を抜いている。そして

本律に依らば、則ち應鐘に至るに器は微小、編鐘の黄鐘と相類するなり。器微小なれば、則ち縣に在りて參差 【史料九】今の鎛鐘は則ち古の鏞鐘、衆樂を和す所以なり。一十二鐘の大小高下、當に盡く黃鐘の如くし、惟だ 清濁の聲を定むれば、則ち聲器宏大、以て衆樂に和すべし。苟しくも十二鐘小大高下各おの

觀る者齊肅するあたわず。聲微小なれば、則ち衆樂に混じり、聽く者和平なるあたわず。〈宮架編鐘十二

架・編磬十二架を撃つ每に、二十四架齊しく之を擊てば、則ち一の應鐘絕小なり。何を以て其の衆樂の聲を和

するや〉。故に今皇祐新鐘の小大高下、皆黃鐘の如くし、但だ厚薄中に于いて、以て十二律の聲を定むるなり。

の大小不揃いな様子は、美観を損ねると考えたのである。だから大呂以下のすべての鐘を、もっとも大きい黄鐘鐘 とある。つまり、鐘の大きさに差をつけた場合、もっとも小さな応鐘鐘は、編鐘の黄鐘鐘と同じ大きさになり、そ

宋代宮廷音楽史再考

松浦

五三

と同じ大きさに揃えたのである。

鄭玄注によると、「微は其の形の微小なるを謂う。韽の讀みは飛鉆涅闇の闇爲り、韽は聲小にして成らざるなり」と 微大なるを謂い、 てしまうのである。逆にすべての鐘を大きくしておけば、「達聲贏」、すなわち鄭玄の解釈に従うと「達は其の形の ある。つまり、鐘の大きさに差をつけると、鐘が小さくなるほど音が聴こえなくなり、 さらにその音量については、『周礼』「春官宗伯・典同」(【史料三】)にいう「微聲韽」を避けたかったのであろう。 達なれば則ち聲に餘有りて、大放の若きなり」となり、大きく広々とした音で、他の楽器の音を(%) 他の楽器の音にもみ消され

えた。このことが、編鐘の形状改変の議論にどう影響を与えたのであろうか。次節でみていこう。 このように鎛鐘の形状について、演奏時の視覚的・聴覚的な効果を優先し、 鐘の大きさを揃えるという改変を加

調和することができるのである。

五 阮逸・胡瑗の編鐘

爲し、 聲十有二鐘、 して一簾に在り、之を堵と謂う(鍾磬者、編縣之二八十六枚而在一簾、謂之堵)」を引用する。そして『新定三礼図』の 編鐘十六枚、 全は肆と爲す(凡縣鍾磬、半爲堵、全爲肆)」とあり、その鄭玄注「鐘磬は、編じて之を縣けるに二八十六枚に 巻中「皇祐編鐘図第八」では、まず『周礼』「春官宗伯・小胥」を引き、「凡そ鍾磬を縣けるに、半は堵と 清聲四鐘 同に一の簨簾に在り(編鐘十六枚、 (每架正聲十有二鐘、 清聲四鐘)」と繰り返し強調する。 同在一簨簾)」を引用する。そのうえで、阮逸・胡瑗は「架每に正

編鐘は「正聲十有二鐘」と「清聲四鐘」の、十六鐘一架というのは、李照の提出した「四清声撤廃論」と深い関

係がある。「四清声撤廃論」は、李照のときに大きな議論となり、阮逸・胡瑗も注意を払っていた。 「四清声撤廃論」の内容については、前述の通り小島毅氏がすでに述べたので繰り返さず、要点のみ確認しておき

ると主張し、『楽府雑録』などの在野の史料まで持ち出して、四清声を撤廃しようとした。李照はこの十二という聖 順に架けていたことが分かる。その四律を四清声というが、李照は鐘磬の数は「天然造化の法」である十二で足り となって、北宋もそれを遵守していた。そして十六鐘一架にしたときは、十二律とその上の音域である四律を音律 編鐘や編磬に架ける鐘と磬の数は、『周礼』「春官宗伯・小胥」の鄭玄注にある「二八十六枚」が有力な根拠

(宮・商・角・徴・羽)に投影された君臣秩序(君・臣・民・事・物)が破壊されることを非難した。馮元たちは聖数 それに対して馮元たちが反駁し、とくに四清声を撤廃すれば、『礼記』「楽記」にあるような、 音階である五声

数性を重視したのである。

宋代楽律論がこのような思想的な影響を受けたことを否定しないが、李照はまったく音楽性を無視していたわけ

より君臣秩序を重視したのである。

ではない。李照は十二にすべき音楽的理由にも言及しているのである。例えば『宋会要』に、 【史料一○】然るに十二鍾の外、其の餘の四鍾、皆是れ清聲にして、中聲に非ず、乃ち鄭衞の樂なり。 本は武琴

を成す。若し或いは彼の四淸の鍾を去らば、則ち哀思邪僻の聲、由りて起つ無し。(&) 七絃を以て、以て之を法と爲し、但だ靡靡の音を加えるのみにして、雅正の節無し、 皆清鍾を假り、 以て焦殺

宋代宮廷音楽史再考

松浦

17

五五五

.

とある。「人物の生も亦た當に豐大なるべし」という理念をもつ李照は、「聲高ければ則ち急促なり」と考え、高音

なる音をいう。このときは鐘に大小があったため、音が高くなるほど鐘が小さくなり、さらに四清声の高音域にな 域の四清声を排除したかった。ここでは「焦殺」と表現されており、すなわち急でせまるような、途切れ途切れに

すなわち十二という聖数性にこだわることが、同時に音楽性を高めることにもつながる。四清声を撤廃して十二

るといよいよ音質が悪く、「焦殺」になってしまったとみえる。

注に従い十六鐘を支持したが、李照の批判も知っており、課題として残されたままの「焦殺」を解消しなければな 鐘に限定しようとした大きな動機として、このような音楽的要素もあったことをおさえるべきである. 李照の提案は一時許可されたが、楽制改革の廃止に伴い十二鐘の制度は否定された。阮逸・胡瑗は 『周礼』 鄭玄

らなかった。そこで「皇祐編鐘図第八」に、 【史料一一】右のこと臣逸臣瑗謹んで按ずるに、鎛鐘十二辰に居し、十二枚に止む。 故に高下小大の形制、

〈苟し一等と爲せば、則ち淸聲四鐘、其の聲焦殺なり〉。 の如くすべし。今編鐘復た淸聲四枚を加え、形制一にすること難し。故に上格下格、高下小大、二等有り。

とあり、 **鎛鐘にならって大きさを揃えようとしたが、それでもなお四清声が「焦殺」になってしまったので、「二**

な一文である 等」にするという改良を施したのである。李幼平氏は『楽図』のこの記事を参照していないようだが、極めて重要 鐘の大きさを揃えたのに、なぜまた四清声が「焦殺」になるのか。この問いは 『周礼』が解決してくれる。『周

18

鍾の大厚なれば則ち石の如し、之を叩くに聲無し」とある。十六鐘の大きさを揃えるために、 礼』「春官宗伯 鐘壁が分厚くなって「厚聲石」になり、一定レベルの音質を保てなかったと考えられる。この「厚聲石」の音が、 がしない。鎛鐘は十二鐘しかないので、何とか「厚聲石」を回避できる。しかし編鐘は十六鐘あるので、 鐘壁の薄い低音域部分の鐘の音は震える感じになり、鐘壁の厚い高音部分の鐘の音は石を叩いたように音 ・典同」にいう、「薄聲振」と「厚聲石」である。鄭玄注によれば、「鍾の微薄なれば則ち聲掉なり。 鐘壁の厚みを変えて 四清声の

「焦殺」の途切れ途切れの音に近かったのであろう。

れない。この工夫によって、四清声は「焦殺」を回避できたと考えられる。すなわち鐘の大小厚薄の差によって起 下二段の鐘を二種類の大きさにわけるなどが考えられる。あるいは十二律と四清声とで、二種類にわけたのかもし そこで阮逸・胡瑗は、上下二段に架けてある鐘の形状を、「二等」とする改良を施した。「二等」とは、例えば上

きる音楽的な制約を克服したのである。

拱辰と、賛成の王洙とのあいだで、喧嘩に近い状況になったという。 (S) られなかったため、これもまた廃止され、もとの王朴の編鐘に戻されてしまった。 さを揃えたことは大きな議論を呼び起こした。皇祐五年(一○五三)五月には、新しいアイディアに異議を唱える王 編鐘の大きさが「二等」になったことは、 周囲からどのような評価を受けたのかは判然としないが、 前例にない新たな試みは、俄かには受け入れ

阮逸・胡瑗の鐘はどうであったのか。 ところで、王朴の鐘は傾けてつるすタイプの杏仁形、李照のつくった鐘は下につるすタイプの円形であったが、

宋代宮廷音楽史再考 松浦

二五七

.

「皇祐鎛鐘図第六」によれば、

鎛鐘の形は

『周礼』「冬官考工記・鳧氏」の甬鐘に従っており、

20

り杏仁形にしたと分かる。しかし編鐘については、『帰田録』に「其の後胡瑗改めて編鐘を鑄し、遂に其の形を圓く

られていない。『楽図』上梓後のアイディアなのかもしれない。第一章で示した通り、政治的には対立する立場に 鐘口の方がすぼんでいる形で、内に籠るような音色であったという。しかし『楽図』には、 なるを謂う、弇なれば則ち聲鬱勃として出でざるなり」とあるのに近く、つまり鐘体の胴の部分が広がっていて、 (≦) の鐘にしたのである。それは『周礼』「春官宗伯・典同」にいう「弇聲鬱」であり、鄭玄注によると「弇は中央の寬 して下垂し、之を叩くに揜鬱として揚げず」とあるように、李照の改変した鐘と同じく、下につるすタイプの円形(53) 円形にしたことは触れ

単に楽制改革が政治抗争の具になっていたのでなく、純粋な音楽的な動機があって改革が進行していたことを示唆 あったはずの李照と阮逸・胡瑗が、編鐘を円形で下につるす点で同意見であったことは注目に値する。このことは 阮逸・胡瑗の音楽もまた廃止され、王朴の音楽に戻されたが、その後の演奏においては、実際には王朴の楽器だ

けではなく、李照や胡瑗のつくった楽器も混用していたと推測される。そのため『考古図』(元祐七年序)において、(🕏) 【史料一二】古の樂鍾、羨にして圓からず、皆篆閒の枚有り。故に其の聲一定にして游がず、衆樂と相奪わず。

とあり、おそらく哲宗の元祐七年(一〇九二)頃は、枚すなわち鐘乳のない円形の鐘が主流になっていたことが分か 今の鍾多く圓にして枚無し。故に其の聲古と相反す。

李照のつくった鐘には鐘乳があったと考えられるので、鐘乳のない円形の鐘とは阮逸・胡瑗による鐘である可

要性すらなくなり、音がより遠くに伸びるような効果が益々期待されていったと考えられる。 能性はある。あるいは別に新しくつくられたのかもしれない。いずれにせよ、この頃には鐘乳による余韻防止の必

たことが分かる。そして清代になると、鐘乳のない下につるすタイプの円形で、大きさのほとんど揃えられた編鐘 見されている遺物からは、鐘乳があり円形ではなかったものの、下につるすタイプで、大きさはほぼ揃えられてい その後、徽宗期につくられた大晟編鐘は、史料上からはどのような形状であったのかは判然としない。 しかし発

おわりに

になることは、前述の通りである。

以上の考察を整理したうえで、結論をまとめたい。

等」にしていたことが分かった。音質が悪くなることを回避するための処置である。このことは、阮逸・胡瑗が、 編鐘の各鍾の大きさを揃えたことについて、阮逸・胡瑗は各鐘の大きさを完全に揃えるわけではなく、「二

次に、鐘が円形になったことを含む、鐘全体の形状改変について。徽宗期以前には、王朴、 李照、阮逸・胡瑗に

編鐘の「楽器」としての音楽的機能を重視していたことを示している。

よる三種類の編鐘があった。唐末・後周につくられた王朴の鐘は、先秦時代の系譜を引く、鐘口が杏仁形で、傾け

円形で下につるすタイプの鐘であった。また時代が下ると、鐘乳までなくなっていく。円形で、下につるすタイプ てつるすタイプの鐘であった。仁宗期の李照鐘および阮逸・胡瑗により改変された鐘は、それまで避けられていた、

宋代宮廷音楽史再考

松浦

二五九

鐘乳のない鐘は、

各鐘の大きさをほぼ揃えるようになったこととあわせて、北宋の編鐘の大きな特徴であり、

ないよう軽快な音色をしていたと考えられる。一方、宋人は従来の形状のままでは受け入れず、全体的に形状を改 まさに次世代型の編鐘と言える。 そしてこの形状改変による、音色の変化についても整理したい。先秦時代の系譜を引く編鐘は、 他の音と混じら

変してしまい、むしろ他の楽器の音を覆いこむような、よく伸びる音色にしたのである。 円形の鐘については、 戴念祖氏が【史料四】の沈括の言葉を引き、このような円形の鐘の音色の特徴を否定的に

とらえ、楽器として演奏には用いることができなかったことに言及している。しかし、李照にしろ阮逸・胡瑗にしとらえ、楽器として演奏には用いることができなかったことに言及している。 (5)

に考慮して改変を進めているからである。 トの方を強く感じ、あえて円形にしたとみられる。本稿でみてきたように、音楽的な機能についても、彼らは十分

円形の鐘に改変することによるそのようなデメリットには当然気づいており、むしろ円形にすることのメリッ

ろうか。すなわち、リズム、ハーモニー、メロディといった、音楽を構成する要素に変化があったということであ 強化されたというよりも、 この形状改変の真の意義とは、「楽器」として使用できなくなったとか、李幼平氏の言う「律器」としての機能が 音楽全体において編鐘に期待される役割が徐々に変化していったということではないだ

展していくことが指摘されている。しかし、編鐘の音楽演奏中の役割が、長い時間をかけてどのような変化を辿っ 杏仁形の編鐘は本来リズムやハーモニーを演奏することに主眼があったが、やがてメロディを演奏する方向へ発 る。

ていくのか、その全体像は判然としておらず、北宋においても編鐘の役割に関するまとまった記事は見当たらない。

ただし『長編』に神宗期の元豊三年(一○八○)のこととして、

編磬三聲を連撃し、衆樂中に於いて聲最も煩數なり。鎛鍾・特磬・編鍾・編磬並びに衆器に依りて節奏し、 【史料一三】今大樂の作、琴・瑟・塤・箎・笛・簫・笙・阮・箏・筑一聲を奏すれば、則ち鎛鍾・特磬・編鍾

撃すべからざるを請う。貴ぶ所は八音の相奪倫すること無きなりと。……劉几等言わく傑の請う所皆な施行す

べしと。詔して之に從う。

ろう。要するに形状の改変が行われていく裏で、編鐘の打ち方もまた確かに変更されていくのである。 いうのは解釈が難しいが、リズムを取ることと考えられるし、少なくともメロディを奏でたということではないだ いたという。ところが今後は、他の楽器の演奏に寄り添いながら節奏し、連撃しないようにさせたとある。 とあり、琴や笛類がひとたび音を出せば、鎛鐘や編鐘は三回連続して撃っていたとあり、実に煩わしい音になって

思想史で指摘された。筆者もまた楽隊編成の変遷を整理し、管弦楽器がきわめて増加したことを述べた。想像を逞 北宋において、楽器の中でも特別な地位にあった鐘磬が、それ以外の楽器と同列に置かれるようになったことは、

の音に埋もれさせずにどのように響かせるかが問題となるはずである。そこで編鐘は引き立て役に回り、 しくすれば、琴や笛類がメロディの中心的な楽器になっていくと仮定すると、とくに琴類の繊細な音を、 そっと打 他の楽器

たれることで、音楽全体のテンポを整え引き締めたり、あるいはそのよく伸びる音を生かし、

かに導引したりする役割などが期待されるようになったのではないか。このような音楽全体における編鐘の役割変 宋代宮廷音楽史再考 松浦

諸楽器の音を伸びや

化は、 東 必然的に他の楽器とも連動していたと考えられ、北宋を転換点として、中国宮廷音楽の演奏風景が大きく変 学 報

化していったことが推測される。そしてその根底には、先秦時代以来の音楽では満足できない、宋人の音楽観の時

代的変化があったのであろう。

清代に至るまでに、さらに変化があったと考えられるが、本稿ではその過程の考察までゆきとどかなかった。今後 北宋の宮廷音楽は、 中国音楽史全体をみても、大きな変化の時期に位置していたと言える。金・南宋からさらに

の課題としたい。

- (1) 楊蔭瀏『中国古代音楽史稿』(上冊、人民音楽出版社、 二〇一一年)、三八六~三九〇頁。なお、 初版は一九八一
- (2) 例えば、李照と閻文応の関係を示す記事として、「臣頃 靖「上仁宗議李照所定楽」)とある 以爲內助、故得紛然恣其偏見」(『宋名臣奏議』巻九六、余 談者云云並言、李照學無師、法自傳損益。又挾閻文應
- (4) 小鳥毅「宋代の楽律論」『東洋文化研究所紀要』一〇 『続資治通鑑長編』は、 胡瑗が范仲淹の推薦を受けて音楽制作に参与したとある。 『続資治通鑑長編』巻一八七、景祐三年二月丙辰条に、 以下『長編』と略す。

九、一九八九年。

5

- 『漢学研究』三三―四、二〇一五年。
- (6) 李幼平『大晟鐘与宋代黄鐘標準音高研究』上海音楽学 院出版社、二〇〇四年。
- 8 7 さらに、鋳工たちは銅と錫の比率を調整することで、 李幼平前掲註(6)書、三四頁
- 朴樂音高、乃作新樂、下其聲。太常歌工病其太濁、歌不成 音高を上げ下げしていたという記事がある。「初、李照斥王 私賂鑄工、使減銅齊、而聲稍淸、歌乃協。然照卒莫之

議論を扱っており、右のような工人たちによって伝承され 辨」(『宋史』巻一二七、楽二)。本稿はあくまで学者たちの

胡勁茵「北宋「李照楽」之論争与仁宗景祐的政治文化.

の方が多く、本稿では扱わないことを断っておく。てきた知識や経験については文献史料に記載されないこと

(9) 李幼平前掲註(6)書、九八~九九·一一四~一一五

真

研究与倣制実験」『中国音楽』二〇一四年第四期。(10) 李幼平・王歌揚・喬晴・李蘊華「河南大晟鍾及其復原

た原文に従い、筆者が書き下した。『文献通考』巻一三四、楽考七からの引用であり、記載され(11) 李幼平前掲註(6)書、二二頁。なお、「 」内は、

(12) 拙稿「五代から北宋雅楽の楽隊編成」『上智史学』五万月 70年 1

(13) 劉東昇・袁荃猷編著(明木茂夫監修・翻訳)『中国音楽七、二〇一二年。

(4) 馬承源「商周青銅双音鐘」『考古学報』一九八一年第一史図鑑』(科学出版社東京、二〇一六年)、三四~三八頁。

(15) 劉東昇・袁荃猷前掲註(13)書、三二○頁。

以補其處、合成六篇奏之」(『隋書』巻三二、経籍一)。河閒獻王、獨闕冬官一篇。獻王購以千金不得、遂取考工記河間獻王、獨闕冬官一篇。獻王購以千金不得、遂取考工記(16)「而漢時有李氏得周官。周官蓋周公所制官政之法、上於

其欒・銑・于・鼓・鉦・舞・甬之法、沈思三四夕、用算法(い)「時太常博士殷盈孫深於典故。乃案周官考工記之文、究

下至登歌倍應鐘三寸三分半、凡四十八等」(『旧唐書』巻二乘除、鎛鐘之輕重高低乃定。懸下編鐘、正黃鐘九寸五分、

(18) 鎛鐘は、甬のような柄がなく、また欒がないため鐘口九、音楽二)。

や陳暘『楽書』では、鎛鐘ではなく特鐘と言っており、こだしその呼称は一定しない。北宋の聶崇義『新定三礼図』

はふつう編鐘とセットで置かれる大型の単独鐘である。たは平たく楕円形をしている。本文で述べたように、北宋で

は、また別に整理する機会を設けたい。ちらの方が分かりやすい呼称である。呼称の変遷についてちらの方が分かりやすい呼称である。呼称の変遷についてや隣場「楽書」では、鋳鐘ではなく特鐘と言っており、こ

學不爲無據也」(『帰田録』巻一)。なお、本稿で使用する文清聲合、而其形不圓而側垂、正與朴鐘同、然後知朴博古好枚、工人不敢銷毀、遂藏於太常。……叩其聲、與王朴夷則枚、及照作新樂、將鑄編鐘、給銅於鑄瀉務、得古編鐘一

る。図録類としては、第四章で述べる聶崇義『新定三礼図』『東斎記事』、また欧陽脩『帰田録』や沈括『補筆談』があた宋祁『景文集』、神宗期の楽制改革の中心であった范鎮

しておく。文集類では、仁宗期に李照の楽制改革に関係し集や図録の種類がやや煩雑であるため、ここで簡単に整理

宗期の陳暘『楽書』と王黼『宣和博古図録』がある。と阮逸・胡瑗『皇祐新楽図記』、また呂大臨『考古図』、徽

一六三

報

20 の解説があり、古鐘には甬と両欒があったことが記され 『考古図 巻七「走鐘」には、仁宗期に発見された古鐘

また王朴鐘と同じ形状であったと述べられている。

21 載堉の黄鐘論 「同律度量衡」― 蔡元定及び朱載堉の楽律論については、田中有紀「朱 --累黍の法と九進法、十進法

の並存――」(『中国哲学研究』二五、二〇一一年)などに

(22)「臣又觀編鍾・鎛鍾、大小輕重・厚薄長短、並無差降倫

輯稿』楽一―三~四「律呂一」)。『宋会要輯稿』は、以下 鍾、亦有周朝所製、驗其率易、必在倉卒之時也」(『宋会要 非中度之器也。雖在鑄造年代文字、本寺相傳云、是唐來舊 序之法。加以銅錫不精、聲韻失美、大者則陵、小者則抑、 『宋会要』と略す。

(23) 『景文集』巻二七「議楽疏」に、「太常寺舊樂、本自唐 略加添正」とある。また『東斎記事』巻二では、「初太常鐘 更造鍾磬。其後五代相傳習而不改、至周時、王朴重定尺度 昭宗時、雅樂亡散、器無孑遺、尋有博士殷盈孫、參約典故

磬皆無款誌、朴用横黍尺制律、命其鐘磬而誌刻之」とある

「太常所用王朴樂、編鐘皆不圓而側垂。自李照・胡瑗之

徒皆以爲非」(『帰田録』巻一)。 以下、王朴の鐘のように先秦時代の系譜を引く鐘を「杏

仁形」、李照の考案した鐘を「円形」と略称する

(26) 戴念祖『声学史』(中国物理学史体系、 において、「春官宗伯・典同」にみえる各鐘の特徴について 社、二〇〇一年)の第四章「《周礼》 関于編鐘設計的記載 湖南教育出版

28 27 「凡鍾依鳧氏所作、 「回謂其形微圜也、 若鈴不圜、 回則其聲淫衍、 令此回而微圜、 無鴻殺也」。 故聲淫

図解があるので参照されたい。

29 「王朴鐘所謂聲疾而短聞者也」(『宋史』 巻一二八、楽

無鴻殺也」。

30 「聲韻遙長、 掩遏羣樂」(『景文集』巻二七「議楽疏」)。

31 卷二二「鐘総説」)。 一易之爲係以下垂、 則動搖而有餘韻」(『宣和博古図録

(32)「古樂鍾皆扁如盒瓦。蓋鍾圓則聲長、扁則聲短。……後

樂鍾皆扁」と「悉爲圓鍾」と解釈することが多いが、梅原 の字に混乱がみられ、李幼平氏をはじめ音楽史研究者は「古 (『補筆談』巻一「楽律」)。なお、この記事は「扁」と「圓 人不知此意。悉爲圓鍾、急叩之多晃晃爾、淸濁不復可辯.

郁訳注 では「古樂鍾皆圓」と「悉爲扁鍾」のように逆に解釈する 『夢渓筆談』(三、平凡社、 一九八一年、 一四七頁

本稿では前者にしたがった。

- (33) 吉川良和『中国音楽と芸能――非文字文化の探究――
- 以節、則鍠鍠成韻、而隆殺雜亂、其理然也」(『宣和博古図(34)「宋李照號爲知樂。其論枚乳、則以謂用節餘聲。蓋聲無(創文社、二〇〇三年)、六八~六九頁。
- (35) 『長編』巻一一六、景祐二年五月庚寅条

卷二三 | 周輔乳鐘二])。

- 作鐘」(『長編』巻一一六、景祐二年六月辛酉条)とあり、(36) 本文では省略するが、他にも改変があった。「範中金以
- らに変わったことが想像できる。それを鋳込んで鐘をつくったとしたら、見た目も音色もさ中金を材料に用いたことが分かる。中金は銀であろうか。
- 可使人心感之皆舒和、而人物之生亦當豐大」(『帰田録』卷(38)「照每謂人曰、聲高則急促、下則舒緩。吾樂之作、久而

(『景文集』巻二七「議楽疏」)。

「有兩欒之制、如鈴不圓。正與周禮所說、

形制相符

欒閒一尺四寸、容九斗九升五合、重一百六斤。大呂以下十觀新樂于紫宸殿。凡鎛鍾十二、黃鍾高二尺二寸半、……兩國子監直講、同議大樂。十二月二十一日、召兩府及侍臣、《3》「四年十月二日、殿中丞致仕胡瑗落致仕、爲光祿寺丞・

- 至應鍾重一百四十八斤」(『宋会要』楽五―二「郊祀楽二」)。三寸四分半。容受遞減、至應鍾容九斗三升五合、而其重加、
- の管長九寸を、「倍半」すなわち二・五倍する方法である。云、古之神瞽、度律均鍾、以律計倍半」とある、黄鐘律管云、古之神瞽、度律均鍾、以律計倍半」とある、黄鐘律管、中間、の賈公彦疏に「云以十有二律爲之數度者、依律歷末、典同」の賈公彦疏に「云以十有二律爲之數度者、依律歷末、「四人」「春官宗伯・

両欒間(一尺四寸)は、「冬官考工記・鳧氏」の鄭玄注に

「鼓六、鉦六、舞四、此鍾口十者其長十六也」とある、口径

- (41)『楽図』について補足しておくと、『楽図』は、上・中・鐘鐘の大きさは、『周礼』注疏に忠実であると言える。を十としたとき鐘高を十六とする方法である。すなわち黄
- はごうこ『月し』正仗とこう主流と、大工香芸養『所言に胡瑗による考証、という三部構成になっている。Ⅰ部では、おり、それぞれの項目で、Ⅰ学説整理、Ⅱ鐘磬図、Ⅲ阮逸・中には、鎛鐘と特磬、さらに編鐘と編磬についての図録である。巻下の三巻からなり、楽器と祭器についての図録である。巻
- 時伝来していた各種礼書や六本の『三礼図』を考証してつ纂を開始し、北宋の太祖のときに完成したものである。当礼図』を引用する。『新定三礼図』は、後周の世宗の命で編はじめに『周礼』正文とその注疏を、次に聶崇義『新定三苛瑗による考証』という三部權成になっている。『剖では「

鍾並與黃鍾同制、

而兩欒閒遞減半分、

至應(黄)鍾一尺

理し、当時の混沌とした状況に統一的な基準を定めることくられた図録で、その目的は、北宋以前の楽器や祭器を整

二六五

報

による考証が展開される。すなわち『楽図』巻中の目的は 九年参照)。そしてⅡ部は、Ⅰ部とⅢ部をふまえて鐘磬の図 稲田大学大学院文学研究科紀要』五五、第二分冊、二〇〇 にあった(原田信「聶崇義『三禮圖』 Ⅲ部では李照の議論を訂正しながら、阮逸・胡瑗 の編纂について」『早

「右臣逸臣瑗謹按、三禮圖律歷志云、各以其律倍半爲 此聶崇義誤寫各之一字耳。何以明之」。

中期にふさわしい鐘磬の形状を提示することにあったと言 先の李照の改革により混乱した状況に終止符を打ち、北宋 先秦から北宋初期までの鐘磬に関する議論を整理しながら、

43 「今之鎛鐘則古之鏞鐘、所以和衆樂也。一十二鐘大小高 「依律歷志云、古之神瞽、度律均鍾、以律計倍半」。

當盡如黃鐘、惟於厚薄中、定清濁之聲、則聲器宏大、

薄中、以定十二律聲也」(『楽図』巻中「皇祐鎛鐘図第六」)。 和其衆樂之聲〉。故今皇祐新鐘小大高下、皆如黃鐘、 可以和于衆樂。苟十二鐘小大高下各依本律、 一架・編磬十二架、二十四架齊擊之、則一應鐘絕小。何以 與編鐘黃鐘相類也。器微小、則在縣參差、 聲微小、則混于衆樂、聽者不能和平。 〈宮架每擊編鐘十 則至應鐘器微 觀者不能齊

内は割注である。

- 46 45 微謂其形微小也。 **韽**讀爲飛站涅閣之閣、 **韽**聲小不成
- $\widehat{47}$ 「達謂其形微大也、 小島毅前掲註(4)論文。 達則聲有餘、 若大放也」。
- 48 之樂也。本以武琴七絃、以爲之法、但加靡靡之音、 「然十二鍾之外、其餘四鍾、皆是清聲、非中聲
- 49 邪僻之聲、無由而起」(『宋会要』楽一―七「律呂一」)。 『礼記』「楽記」に「是故其哀心感者、 其聲噍以殺」と

正之節、皆假清鍾、以成焦殺。若或去彼四淸之鍾、

則哀思 而無雅 乃鄭衞

- 踧急而速殺也」とある。 あり、孔穎達疏に「噍、 踧急也。……哀感在心、故其聲必
- 50 上格下格高下小大、有二等焉。〈苟爲一等、則清聲四鐘其聲 小大形制、 「右臣逸臣瑗謹按、鎛鐘居十二辰、止于十二枚。 可以如一。今編鐘復加淸聲四枚、 形制難一。故 故高下
- 51 「鍾微薄則聲掉。 鍾大厚則如石、 叩之無聲」。

焦殺矣〉」。

- 52 至諠譁」(『長編』巻一七四、皇祐五年五月辛酉条)。 院聚議、 鐘之形制未中律度、遂斥而不用、復詔近侍詳定。竊聞崇文 一辛酉、 而王拱辰欲更前史文義、王洙不從、語言往復、 知諫院李兌言、曩者紫宸殿閱太常新樂、 議者以
- 「其後胡瑗改鑄編鐘、 遂圓其形而下垂、 叩之揜鬱而不

(『帰田録』巻一)。

- (4) 「弇謂中央寬也、弇則聲鬱勃不出也」。
- 五十磬については「盡底界截破壞、無見存者」(『景文集」 三十磬については「盡底界截破壞、無見存者」(『景文集」 巻二七「議楽疏」)という状況であったため、「若且將李照 が定石磬、自太簇以下、刻磨長短、亦與舊樂黃鍾以下、髣 所定石磬、自太簇以下、刻磨長短、亦與舊樂黃鍾以下、髣 所定石磬、自太簇以下、刻磨長短、亦與舊樂黃鍾以下、髣 所定石磬、自太簇以下、刻磨長短、亦與舊樂黃鍾以下、髣 所定石磬、自太簇以下、刻磨長短、亦與舊樂黃鍾以下、髣 一○九○)八月丙辰条)とあり、李照や胡瑗の楽器も 中(一○八○)八月丙辰条)とあり、李照や胡瑗の楽器も 少なからず残されていたようである。
- 游、與衆樂不相奪。今鍾多圓而無枚。故其聲與古相反」(『考(5)「古之樂鍾、羨而不圓、皆有篆閒之枚。故其聲一定而不

古図』巻七「遅父鐘」)。

- (57) 戴念祖前揭註(26) 書、一一八~一一九頁。
- 五九、一九八七年。(58) 淺原達郎「先秦時代の鐘律と三分損益法」『東方学報(58)
- 論と陳暘『楽書』、大晟楽──」『中国哲学研究』二三、二 (60) 田中有紀「北宋雅楽における八音の思想──北宋楽器 曹撃、所貴八音無相奪倫。……劉几等言傑所請皆可施行。 認從之」(『長編』巻三○七、元豊三年八月乙巳条)。 記從之」(『長編』巻三○七、元豊三年八月乙巳条)。 記従之」(『長編』巻三○七、元豊三年八月乙巳条)。
- 前掲註(12)の拙稿を参照

61

〇〇八年。

(国立公文書館アジア歴史資料センター研究員

二六七

THE TOYO GAKUHO

Vol. 100, No. 3 - December 2018

(THE JOURNAL OF THE RESEARCH DEPARTMENT OF THE TOYO BUNKO)

Reexamining Song Dynasty Court Music: Focusing on the Transformation of *Bianzhong* Chimes

Matsuura Akiko

This article attempts to clarify the realities of Song Dynasty court music in terms of music history rather than as part of scientific, intellectual, or political history. It focuses on changes to the form of chime bells (bianzhong)—the core court music instrument—discussed in great detail by Northern Song Dynasty bureaucrats, and analyzes their musical significance.

Since pre-Qin times, chime bells had a form that featured rows of studs or bosses on the bells' surface that served to deaden reverberations. Their sides were flattened, and they were hung at an angle. Consequently, the bells had little sustained and in musical performance did not blend in with the other instruments. However, during Northern Song Emperor Renzong's reign (r. 1022–1063), the official charged with reforming music institutions, Li Zhao, altered the instrument by making bells rounder and hanging them straight down. This changed their sound. The notes now lingered much longer and the sound became one that shrouded those of the other instruments. Two of Li's successors, Tuan Yi and Hu Yuan, made further alterations of the same sort. They also changed the sizes of the bells. While the sizes of individual bells since pre-Qin times had varied, Tuan and Hu now divided them into two size-based classes and changed individual bell size so they roughly conformed to one or the other class.

Some previous research on these instruments has been skeptical about these changes, wondering if they had made the bells impossible to play as musical instruments. However, it is clear from the historical record that—regardless of whether those made by Li or those made by Tuan and Hu are the

subject—these changes were made with due consideration given to the bells' musical function. The true significance of these alterations is that they indicate there was a change in the elements that comprise music, namely rhythm, harmony, and melody; namely, they show that the role of the bell-chimes in the musical performance as a whole had changed. We may surmise that the musical sensibility of people during Song had changed in a way that would have been unacceptable going back to pre-Qin times, and that this was accompanied by a major change in the musical landscape of court music.

Poor Relief and the Problem of Transients in Late 17th–Early 18th Century Beijing

Murakami Masakazu

This article discusses changes occurred in the poor relief system and the aggravation of the problem of transients during the the Jiaqing (嘉慶) and Daoguang (道光) Eras (1796–1850) of the Qing Dynasty.

From the mid-17th to the early 18th century the government set up facilities for the relief of the poor in Beijing, and in the private sector philanthropists established three facilities for that purpose—namely, *Yuyingtang* (育要堂), *Pujitang* (普齊堂), and *Gongdelin* (功德林)—which received support from the government to continue operating on a stable footing. For example, as the name implies, the *Yuyingtang* did care for homeless children, but also performed the important public service, *Iucihang* (陸慈航), making the rounds of the city in oxcarts to collect corpses lying in the streets and bury them.

In spite of such efforts, neither the government nor private facilities were competent to continue long-term stable operations on their own. This situation created a government-private sector relationship in early Qing Beijing, involving the Qing court's support for the above three facilities and their management by private operators.

Governmental support also created an opportunity for governmental intervention. It was in 1799, when Emperor Jiaqing assumed direct rule of the Dynasty, that the above three facilities were subjected to inspections by the